



令和6年9月24日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

## 東三河5市・湖西市でパートナーシップ・ファミリーシップ 制度に係る自治体間連携を開始します

このたび豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市及び湖西市は、下記のとおりパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る自治体間連携に関する協定を締結しました。

この取組により、東三河5市・湖西市でのパートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する連携・協力を進め、制度利用者が安心していきいきと生活できることを目指します。

### 記

#### 1 協定名

パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る自治体間連携に関する協定

#### 2 協定による手続きの開始日

令和6年10月1日（火曜日）

#### 3 主な連携事項

○制度利用者が東三河5市・湖西市間で転出入した際の宣誓手続きの簡素化

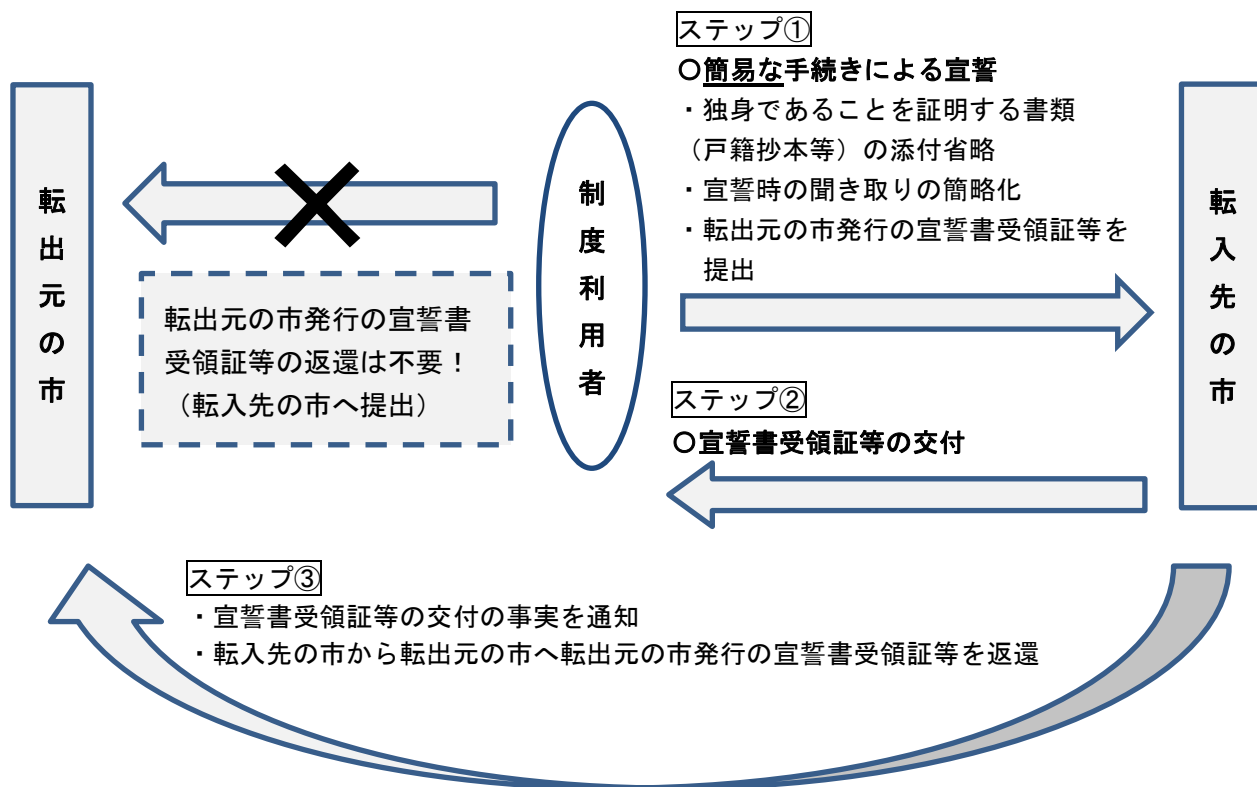
- ・転入先の市への宣誓手続きにおける一部添付書類の省略
  - ・転出元の市への宣誓書受領証等の返還手続きが不要
- ※連携スキームは裏面のとおり

#### 4 その他

- ・東三河5市では、令和4年5月に「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結し、同年7月から制度利用者が転出入した際の宣誓手続きの簡素化をしています。また、令和5年10月から愛知県内18市町、令和6年8月1日から33市町と同様の協定を締結し、宣誓手続きの簡素化をしています。



## ○連携スキーム



### 豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

豊川市では、令和4年7月に、一方又は双方が性的マイノリティである2人を対象として「豊川市パートナーシップ宣誓制度」を施行しました。

多様な生き方を認め合う環境づくりをさらに進めるため、この制度を拡充し、令和6年7月1日より「豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を施行しています。

#### 【お問合せ先】

豊川市役所 市民部 人権生活安全課 人権推進係 橋爪、清水

TEL: 0533-89-2149

Eメール: jinken@city.toyokawa.lg.jp